

鳥栖市監査告示第9号

令和6年3月12日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 建設部 建設課
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和5年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	建設部 建設課
-------	---------

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○予定価格書について

予定価格の決定権者等に誤りがある。

【措置内容】

その都度、規則等に記載されている決定権者等の区分を確認し、複数人でのチェックを確実に
行っていくこととします。